

企業に一定期間派遣する研修を実施したり、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修を実施している。

また、検察官等に対し、検察庁内外における被害者支援の現状等につき必要な情報提供を随時行っている。

(14) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、平成18年2、3月に、法科大学院制度の一層の充実のための調査審議を行う中央教育審議会大学分科会「法科大学院特別委員会」及び全法科大学院が加盟する法科大学院協会総会において、犯罪被害者等基本計画の趣旨及び法科大学院に関連する内容等について説明・周知した。

(15) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

厚生労働省において、児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等を図ることとされた。

虐待件数の増加や困難事例の増加、また児童福祉法の平成16年の改正により市町村からの相談等連携強化が必要であること等を踏ま

え、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置する「24時間・365日体制強化事業」を実施している。

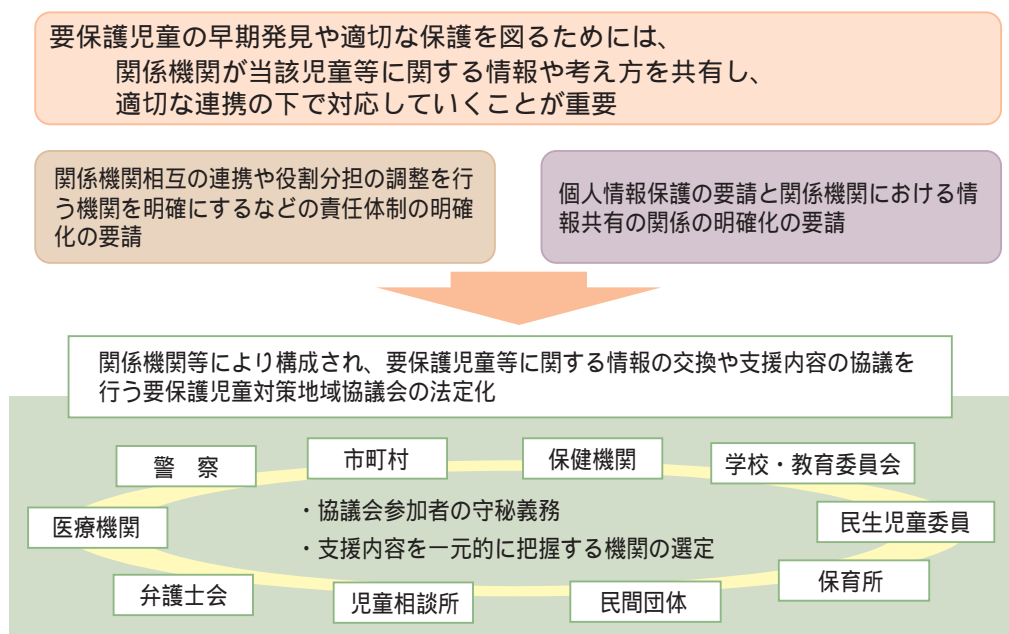
(16) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実することとされた。

関係機関の連携については、児童福祉法の平成16年の改正により、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として「要保護児童対策地域協議会」を法的に位置付けるとともに、その運営の中枢となる調整機関を置くことや、地域協議会の構成員に守秘義務を課すこととされた。

この法律の一部改正を受けて、厚生労働省、警察庁、法務省及び文部科学省が連携して、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」を作成し、平成17年2月、各都道府県・指定都市教育委員会等に通知し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の

要保護児童対策地域協議会の設置



出典：内閣府犯罪被害者等施策ホームページ
(第4回「支援のための連携に関する検討会」厚生労働省資料)